

所管行政庁に関する質疑応答（千葉市長への権限移譲関係）

Q01 高圧ガス保安法に関する千葉県知事から千葉市長への権限移譲とは何か。

A01 平成27年6月26日に公布となった「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）。いわゆる「第5次地方分権一括法」に基づき、高圧ガス保安法で都道府県知事の事務・権限とされていたものが、一部を除き指定都市の長の事務・権限に改正されました。（施行期日平成30年4月1日）

これに伴い平成30年4月1日から千葉市内の事業所等に係る高圧ガス保安法の事務・権限は、一部を除き千葉県知事から千葉市長に移譲されます。

なお、高圧ガス保安法令の主な関係条文としては、以下のとおりです。

- ・法第78条の4（都道府県又は指定都市が処理する事務）
- ・法第79条の3（大都市の特例）
- ・施行令第18条（都道府県又は指定都市が処理する事務）
- ・施行令第22条（都道府県知事が処理することが適当な事務）
- ・施行令関係告示第7条
- ・運用及び解釈について（内規）

法第8条関係

政令関係告示第7条関係

Q02 千葉市において事務を担当する部署はどこか。

A02 千葉市消防局となります。

千葉市消防局（千葉市中央区長洲1丁目2番1号）

許認可等：千葉市消防局予防部指導課（電話043-202-1667）

立入検査：千葉市消防局予防部予防課（電話043-202-1716）

Q03 これまで千葉県産業保安課に提出していた許可申請書や届出書などの書類のうち、平成30年4月以降、千葉市消防局に提出することとなる書類は、どのようなものか。

A03 千葉市内の事業所等に関する許認可申請書類及び届出書類並びに検査申請書類は、平成30年4月以降、千葉市消防局に提出して頂くこととなります。

但し、施行令第22条で定める「都道府県知事が処理することが適当な事務」については、引き続き千葉県産業保安課で対応することとなります。

各条項の対応は別表1のとおりです。

Q04 引き続き知事の事務・権限とされる「都道府県知事が処理することが適当な事務」とはどのようなものか

A04 以下の1から5のいずれかに掲げる事業所、設備又は施設に係るものが、引き続き知事の事務・権限となります。

1 高圧ガスを取り扱う事業所の集積の程度、高圧ガスの処理量その他の高圧ガスの取扱いの状況を考慮して経済産業大臣が定める区域に所在する事業所

経済産業大臣が定める区域とは、コンビナート等保安規則第2条第1項第21号に規定するコンビナート地域又は同項第22号に規定する特定製造事業所の区域のいずれかに該当する区域とする。

なお、特定製造事業所には、冷凍保安規則の適用を受ける高圧ガスを扱う事業所を含むものとする。また、「特定製造事業所の区域」には、特定製造事業所の最も外側にある敷地境界線の内側に他の事業所がある場合には、当該事業所も含むものとする。

- 例：・ J F E スチール(株)東日本製鉄所 (千葉市中央区川崎町1番地)
- ・ J F E ケミカル(株)東日本製造所 (千葉市中央区新浜町5番地)
- ・ 丸紅エネックス(株)千葉ターミナル (千葉市美浜区新港235番地)
- ・ 上記の敷地境界線内にある事業所

例：アイ・エヌ・ジェイガスセンター(株)、大和千葉製罐(株)など

以上に掲げる事業所の製造施設等変更許可や保安検査

2 液化石油ガス法第2条第4項に規定する供給設備のうち、同条第5項に規定する消費設備に接続しているもの (以下5において単に「供給設備」という)

例：容器から気化器 (製造) を介して業務用施設に供給している場合の供給設備に係る製造施設の許可、事故届

3 液化石油ガス法第2条第5項に規定する消費設備

例：業務用施設に供給している場合の特定高圧ガス消費届、事故届等

4 液化石油ガス法第3条第2項第3号に規定する貯蔵施設

例：液化石油ガス販売事業者に対する緊急措置命令 (法39条第2号)

5 液化石油ガス法第37条の4第1項に規定する充てん設備のうち、供給設備に接続しているもの又は同項に規定する経済産業省令で定める所在地にあるもの

例：上記充てん設備に関する事故届 (法63条) 及び緊急措置命令 (法64条)

Q05 液化石油ガス法の販売事業登録を受けた販売事業者で、千葉市内の販売所に係る高圧ガス保安法の販売事業届や販売主任者の選解任届を提出する場合には、どの行政庁に提出するのか。

A05 高圧ガス保安法に係る販売事業の届出や販売主任者の選任解任届は、千葉市長（千葉市消防局）に提出していただくこととなります。

なお、液化石油ガス法に係る手続きは、引き続き千葉県産業保安課に提出してください。

Q06 液化石油ガス法の許可を受けた「充てん設備」で、千葉市内の事業所（充てん設備の使用の本拠）に設置されている場合に、高圧ガス保安法の移動式製造設備としての許可申請や許可後の変更許可、軽微変更届は、どの行政庁に行うのか。

A06 高圧ガス保安法に係る申請や届出は、千葉市長（千葉市消防局）に提出していただくこととなります。

なお、液化石油ガス法に係る手続き（変更許可、軽微変更届）は、引き続き千葉県産業保安課に提出してください。

Q07 液化石油ガス法の充てん設備としての許可と高圧ガス保安法の移動式製造設備としての許可の両方の許可を受けた設備について、保安検査を受検する場合には、どの行政庁に検査申請を行うのか。

A07 両方の許可を受けた設備であれば、千葉県知事（千葉県産業保安課）に液化石油ガス法の保安検査申請をすることとなります。

なお、両方の許可を受けた設備で、指定保安検査機関の保安検査を受験した場合の届出等の手続きも、千葉県産業保安課に行ってください。

参考 液化石油ガス法第37条の6

告示（高圧ガス保安法関係製造細目告示）第13条第2項第3号

Q08 千葉市内の事業所の「容器検査所の登録申請」「容器の種類圧力変更申請」「特別充填許可申請」は、どの行政庁に対して行うのか。

A08 特定事業所又はその区域内の事業所であっても、千葉市長（千葉市消防局）に申請して頂くこととなります。

上記事務は、法第79条の3（大都市の特例）の規定により千葉市長に権限が与えられるものではなく、法第78条の4の規定により、大臣の権限の一部が指定都市の長（千葉市長）に与えられたものであるため、令第22条の規定は適用されません。

Q09 千葉市と千葉市以外の地域を通過する導管の許可申請及び検査申請は、どの行政庁に対して行うのか。

A09 当該事例では、千葉県知事と千葉市市長が協議して許可及び検査を行うこととなるので、あらかじめ、千葉県産業保安課に相談してください。

Q10 高圧ガス製造保安責任者の試験事務及び免状交付事務は、千葉市長に移譲されるのか。

A10 移譲されません。引き続き千葉県知事の権限となります。
ただし、現在、千葉県では、試験事務は高圧ガス保安協会に委任、免除交付事務は同協会に委託しています。

Q11 千葉市内で発生した高圧ガスの事故の届出先は、どの行政庁となるのか。

A11 別表2のとおりです。

Q12 許可申請等において支払う手数料は、行政庁により異なるのか。また支払方法は違うのか。

A12 千葉県又は千葉市の条例により、それぞれ手数料が定められていますが、金額は同額です。

なお、支払い方法は、千葉県は千葉県収入証紙で支払っていただくのに対し、千葉市は現金で支払っていただきます。

指定都市の市長への権限移譲項目

別表1

事務の種類	条文	知事の事務	指定都市の長の事務	移譲の 根拠条文	
第一種製造者の許可 第二種製造の届出	法5条1項1号 法5条1項2号 法5条2項1号 法5条2項2号	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3	知事⇒市長
第一種製造者の許可 の取り消し	法9条	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 令22条	知事⇒市長
第一種製造者承継の届出 第二種製造者承継の届出	法10条2項 法10条の2 2項	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 令22条	知事⇒市長
第一種製造者への命令 第二種製造者への命令	法11条3項 法12条3項	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 令22条	知事⇒市長
第一種製造者の変更許可 第一種製造者の軽微変更届出 第二種製造の変更届出	法14条1項 2項、4項	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 令22条	知事⇒市長
第一種貯蔵所への命令 第二種貯蔵所への命令	法15条2項 法18条3項	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 令22条	知事⇒市長
第一種貯蔵所の許可 第二種貯蔵所の届出	法16条1項 法17条の2 1項	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 令22条	知事⇒市長
第一種貯蔵所承継の届出	法17条2項	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 令22条	知事⇒市長
第一種貯蔵所の変更許可 第一種貯蔵所の軽微変更届け出 第二種貯蔵所の変更届出	法19条1項 法19条2項 法19条4項	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 令22条	知事⇒市長
完成検査 完成検査の届出 完成検査の報告	法20条1項 3項1号、2号 4項	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 令22条	知事⇒市長
販売事業の届出	法20条の4	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 令22条	知事⇒市長
販売事業の承継	法20条の4の2 2項	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 令22条	知事⇒市長
販売事業者等への勧告 販売事業者等の公表	法20条の5 2項、3項	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 令22条	知事⇒市長
販売事業者等への命令	法20条の6 2項	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 令22条	知事⇒市長
販売をするガスの種類の変更	法20条の7	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 令22条	知事⇒市長
第一種製造者開始、廃止の届出 第二種製造者廃止の届出 第一種貯蔵所廃止の届出 第二種貯蔵所廃止の届出 販売業者廃止の届出	法21条 1項、2項、3項 4項、5項	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 令22条	知事⇒市長
輸入検査 輸入検査の届出 輸入検査の報告 必要な措置の命令	法22条1項柱書 1項1号、2項、3項	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 令22条	知事⇒市長

事務の種類	条文	知事の事務	指定都市の長の事務	移譲の 根拠条文	
特定高圧ガス消費の届出	法24条の2 1項	右記以外の県内全域の事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3	知事⇒市長
特定高圧ガス消費者の承継	法24条の2 2項				
特定高圧ガス消費者への命令	法24条の3 3項	都道府県知事が処理することが適当な事務		法79条の3	
特定高圧ガス消費施設の変更	法24条の4 1項			令22条	
特定高圧ガス消費の廃止	法24条の4 2項				
危害予防規程の届出	法26条1項、2項	右記以外の県内全域の事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3	知事⇒市長
危害予防規程の変更命令	法26条4項			令22条	
必要な措置の命令又は勧告		都道府県知事が処理することが適当な事務		法79条の3	
保安計画の変更命令	法27条2項、5項	右記以外の県内全域の事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3	知事⇒市長
保安教育の勧告				令22条	
		都道府県知事が処理することが適当な事務		法79条の3	
保安統括者選解任の届出	法27条の2 5項	右記以外の県内全域の事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3	知事⇒市長
保安技術管理者選解任の届出	法27条の2 6項				
保安係員選解任の届出	法27条の3 3項	都道府県知事が処理することが適当な事務		法79条の3	
保安主任者及び保安企画推進員の選解任の届出				令22条	
冷凍保安責任者選解任の届出	法27条の4 2項	右記以外の県内全域の事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3	知事⇒市長
				令22条	
		都道府県知事が処理することが適当な事務		法79条の3	
販売主任者選解任の届出	法28条3項	右記以外の県内全域の事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3	知事⇒市長
取扱主任者選解任の届出				令22条	
		都道府県知事が処理することが適当な事務		法79条の3	
免状の交付等	法29条3項4項	県内全域の事務	事務なし	法79条の3	
免状交付事務の委託	法29条の2 1項				
免状の返納命令	法30条	県内全域の事務	事務なし	法78条の4 令18条2項1号	
試験の実施	法31条2項	県内全域の事務	事務なし	法78条の4 令18条2項1号	
試験事務の委託	法31条の2 1項	県内全域の事務	事務なし	法79条の3	
試験事務を行わせない通知	法31条の2 3項				
保安統括者代理人線解任の届出	法33条3項	右記以外の県内全域の事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3	知事⇒市長
冷凍保安責任者代理人選解任の届出		都道府県知事が処理することが適当な事務		法79条の3	
				令22条	
保安統括者等の解任の命令	法34条	右記以外の県内全域の事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3	知事⇒市長
		都道府県知事が処理することが適当な事務		法79条の3	
				令22条	
保安検査	法35条1項柱書	右記以外の県内全域の事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3	知事⇒市長
協会又は指定保安検査の届出	法35条1項1号、2号				
認定保安検査実施者からの届出	法35条3項	都道府県知事が処理することが適当な事務		法79条の3	
協会又は指定機関からの報告				令22条	
危険時の届出	法36条第2項	右記以外の県内全域の事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3	知事⇒市長
				令22条	
		都道府県知事が処理することが適当な事務		法79条の3	
第一種製造者又は第一種貯蔵所の許可の取り消し、停止命令	法38条1項、2項	右記以外の県内全域の事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3	知事⇒市長
第二種製造者、第二種貯蔵所、販売業者又は特定消費者への命令		都道府県知事が処理することが適当な事務		法79条の3	
				令22条	
緊急措置の命令	法39条	右記以外の県内全域の事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3	知事⇒市長
		都道府県知事が処理することが適当な事務		法79条の3	
				令22条	
認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者からの検査記録の届出	法39条の11 1項、2項	右記以外の県内全域の事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3	知事⇒市長
		都道府県知事が処理することが適当な事務		法79条の3	
				令22条	
500L以下の容器に関する製造事業者への命令	法41条2項	右記以外の県内全域の事務	指定都市の区域の事務 (容器製造業者の事業所の所在地)	法78条の4 令18条2項2号	大臣⇒市長

事務の種類	条文	知事の事務	指定都市の長の事務	移譲の 根拠条文	
500L以下の容器に関する (鉄道に固定する容器を除く) 容器検査 容器検査の刻印、標章 特別充填許可 種類又は圧力変更の申請 種類又は圧力変更の刻印等 くず化等の処分の命令 適合しない容器に係る報告	法44条1項 法45条1項、2項 法48条5項 法54条1項、2項 法56条1項、2項	右記以外の県内全域の事務	指定都市の区域内の事務 (容器の所在地)	法78条の4 令18条2項3号	大臣⇒市長
容器再検査 容器再検査の刻印、標章 (鉄道に固定する容器を除く)	法49条1項、3項 4項	右記以外の県内全域の事務	指定都市の区域の事務 (容器の所在地)	法78条の4 令18条2項4号	大臣⇒市長
容器検査所の登録	法49条1項	右記以外の県内全域の事務	指定都市の区域の事務 (容器検査所の所在地)	法78条の4 令18条2項5号	大臣⇒市長
500L以下の容器の付属品に関する (鉄道に固定する容器の付属品を除く) 付属品検査 付属品検査の刻印、標章 くず化等の処分の命令 適合しない付属品に係る報告	法49条の2 1項 法49条の3 1項 法56条4項において 準用する同条1項、 2項	右記以外の県内全域の事務	指定都市の区域の事務 (付属品の所在地)	法78条の4 令18条2項6号	大臣⇒市長
付属品再検査 付属品再検査の刻印 (鉄道に固定する容器の付属品を除く)	法49条の4 1項 3項	右記以外の県内全域の事務	指定都市の区域の事務 (付属品の所在地)	法78条の4 令18条2項7号	大臣⇒市長
登録容器等製造業者又は 外国登録容器等製造業者 への災害防止命令	法49条の3 0 1項、2項 法49条の3 3 2項において 準用する場合を含む	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 法79条の3 令22条	知事⇒市長
容器又は付属品の輸入者 への災害防止命令	法49条の3 5	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 法79条の3 令22条	知事⇒市長
容器検査所の登録、更新 検査の種類制限 検査主任者の選解任の届出 検査主任者の解任命令 容器検査所の登録の取消し等 容器検査所の廃止の届出	法50条3項、4項 法52条2項、4項 法53条 法56条の2	右記以外の県内全域の事務	指定都市の区域の事務 (容器検査所の所在地)	法78条の4 令18条2項8号	大臣⇒市長
大臣の交付した特定設備検査 合格証、特定設備基準適合証 又は指定設備認定証 の再交付申請の経由	法56条の4 3項 法56条の6の1 4 4項、法56条の8 3項	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 法79条の3 令22条	知事⇒市長
報告の徴収	法61条1項	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 法79条の3 令22条	知事⇒市長
立入検査	法62条1項	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 法79条の3 令22条	知事⇒市長
事故の届出 報告の命令	法63条1項 2項	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 法79条の3 令22条	知事⇒市長
現状変更の禁止	法64条	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 法79条の3 令22条	知事⇒市長
許可等の条件	法65条1項	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 法79条の3 令22条	知事⇒市長
都道府県知事と公安委員会との 関係等	法74条1項 2項 3項 4項	右記以外の県内全域の事務 都道府県知事が処理することが適当な事務	指定都市の区域の事務 (都道府県知事が処理することが適当な事務を除く。)	法79条の3 法79条の3 令22条	知事⇒市長

別表 2

千葉市内で発生した高圧ガス事故の届出先

事故の形態		事故の届出先
高圧ガスの災害 事故	令 22 条で定める事業所、設備又は施設に係るもの	千葉県知事 (千葉県産業保安課)
	上記以外のもの	千葉市長 (千葉市消防局)
高圧ガス又は容 器の喪失、盗難	令 22 条で定める事業所、設備又は施設に係るもの	千葉県知事 (千葉県産業保安課)
	上記以外のもの	千葉市長 (千葉市消防局)

液化石油ガス法に係る一般消費者等で発生した事故については、引き続き千葉県産業保安課が届出先となります。